

地域森林計画の樹立・変更（案）について

千代川地域森林計画（第 1 回変更）（案）

天神川地域森林計画（樹立）（案）

日野川地域森林計画（第 4 回変更）（案）

鳥取県農林水産部

森林・林業振興局林政企画課

1. 森林計画制度の概要

(1) 森林計画制度の意義

- ・森林は、無秩序な伐採や自然災害などにより一度荒廃してしまうと、山地災害の発生誘引や水資源の確保等の面において国民に多大な影響を及ぼすこととなり、その有する諸機能の回復にも長期を要することから、計画的かつ長期的視点に立った適切な施業が必要です。
- ・森林の持つ公益的機能の維持増進や森林資源の循環的利用を図るためには、森林・林業に関する長期的、総合的な施策の方向及び目標を策定するとともに、森林所有者等に森林の取り扱いに関する指針を明らかにする必要があります。
- ・これらのことから森林法において、国・都道府県・市町村及び森林所有者を通じ、一貫した森林計画制度が体系付けられています。

(2) 森林計画制度の体系図

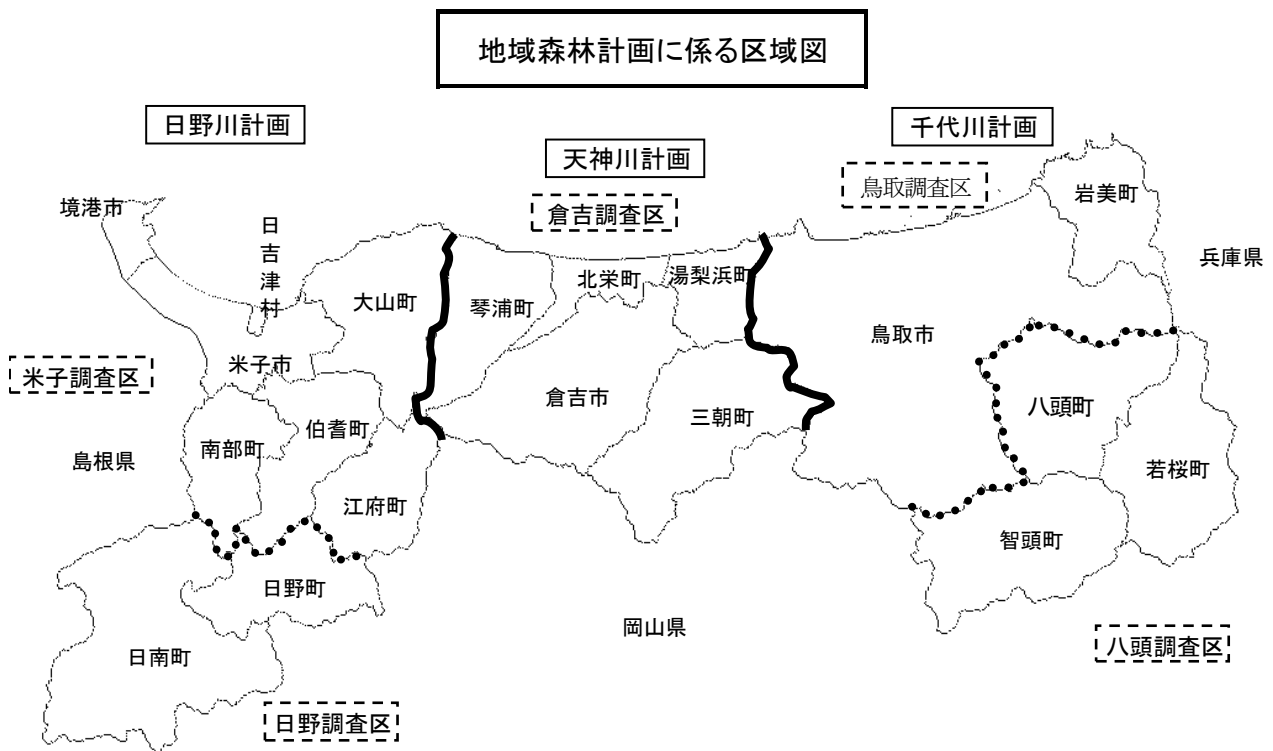


※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例措置があります。

(3) 鳥取県の地域森林計画

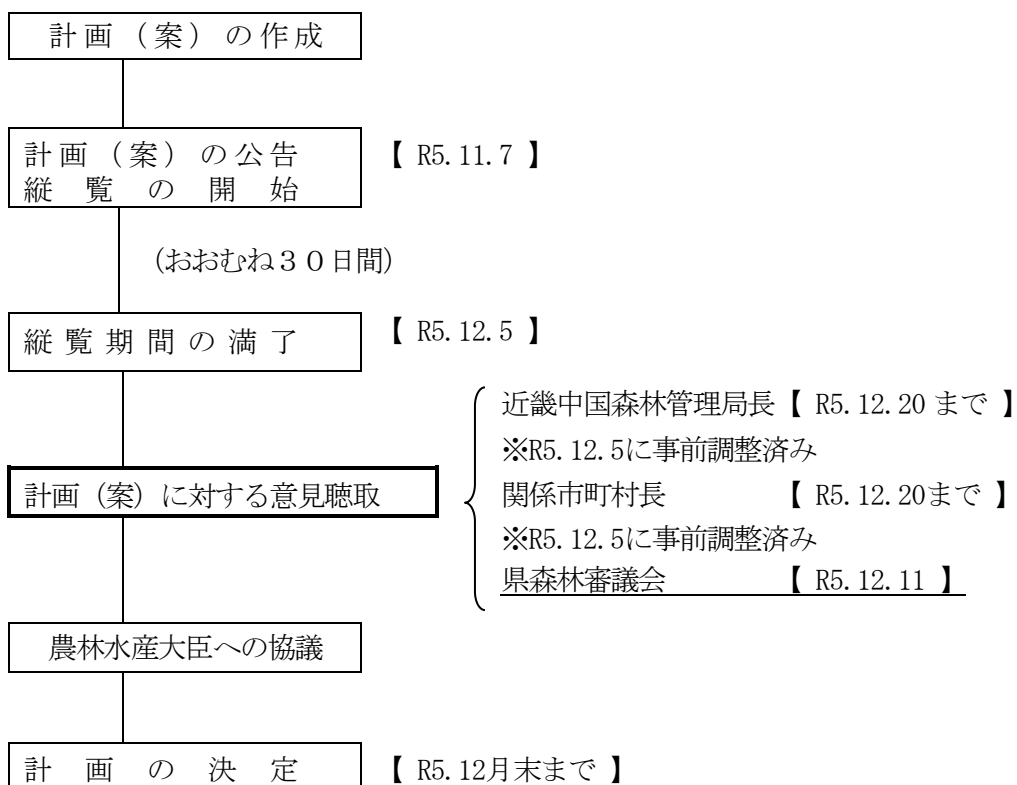
- ・地域森林計画は、都道府県知事が森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、森林計画区別にその森林計画区に係る民有林において、全国森林計画に即して、森林施業の基準や造林面積等の計画量等を5年ごとに定める10年を一期とする計画です。
- ・計画を樹立するため必要となる森林資源状況の調査について、県下を5つの調査区に分けて、順次調査しています。

計画区名	調査区名	調査年度	樹立年度	計画期間
千代川	八頭	R 2	R 3	令和4年4月1日～令和14年3月31日
	鳥取	R 3		
天神川	倉吉	R 5	R 5	令和6年4月1日～令和16年3月31日
日野川	米子	R 4	R 1	令和2年4月1日～令和12年3月31日
	日野	R 1		



(4) 地域森林計画の樹立・変更に係る手続き

- ・森林審議会への諮問・答申、農林水産大臣への協議・回答を経て、令和5年12月末までに策定し、その内容を公表します。



2. 全国森林計画について

(1) 全国森林計画の趣旨

- ・全国森林計画は、森林法第4条の規定に基づき、農林水産大臣が森林・林業基本計画に即して、5年ごとにたてる15年を1期とする計画（令和6年4月1日から令和21年3月31日の15年間）。
- ・都道府県知事がたてる地域森林計画等の指針として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積・造林面積等の計画量、施業の基準等を定めるものです。

(2) 計画の概要

- ・令和5年10月13日に閣議決定された計画では、現行計画変更（令和3年6月）以降に生じた情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえ、盛土等の安全対策の適切な実施や花粉発生源対策の加速化に関する事項が追記されるとともに、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、計画量が計画されています。

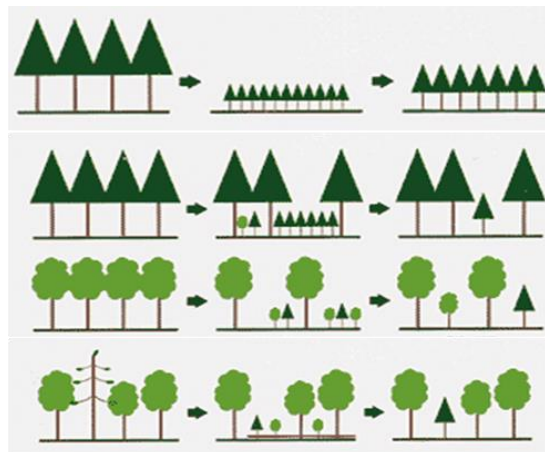
○森林の整備及び保全の目標

区 分		現況 (R4.3月)	計画期末 (R21.3月)
森林面積 (千ha)	育成単層林	10,099	9,801
	育成複層林	1,110	1,727
	天然生林	13,816	13,497

育成単層林
森林を構成する林分が、人為により単一の樹冠層を構成する森林

育成複層林
森林を構成する林分が、人為により複数の樹冠層を構成する森林

天然生林
主として天然力を活用することにより成立、維持する森林(天然生林には、未立木地、竹林等を含む)



○全国森林計画における伐採立木材積等構成内訳

(計画期間：R6. 4. 1～R21. 3. 31)

区 分		全国	鳥取県
伐採立木材積 (千m ³)	主 伐	544,580	6,250
	間 伐	344,410	2,860
	計	888,990	9,110
造林面積 (千ha)	人工造林	1,375	20.7
	天然更新	792	3.9
林道開設量 (km)		14,600	464

3. 天神川地域森林計画の樹立（案）の概要について

(1) 前計画からの主な変更点

- ・全国森林計画に即して記載内容や計画量等を更新しました。
- ・その他、森林・林業を取り巻く環境の変化等に併せて記載内容を更新しました。

(2) 変更内容

○計画樹立に当たっての基本的考え方

当計画区においては、長期にわたる人工林の造成により森林蓄積は着実に増加してきており、さらに多くの人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつある。近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、適切な施業及び整備を実施し、木材の供給能力を高め、安定的に供給していくとともに、利用の拡大を推進する必要性が増している。

県内では、合板や木質バイオマスを中心とする木材需要の拡大に合わせ、素材生産量も大幅に拡大しつつあるものの、林業を取り巻く環境は、木材価格の低下などにより未だ厳しい状況であり、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在、将来の林業を担う技術者の確保・育成に向けた労働環境の改善など課題も多い。

一方、森林の有する公益的機能に対する県民の期待は、自然災害の発生や渇水等を防ぐための水源涵養や山地災害の防止、さらには森林とのふれあい、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収・固定源に対する期待が高まっており、環境・保健・文化・教育的な面における森林の果たす役割の重要性が増している。また、県民の参画と協働により、二酸化炭素の吸収等、森林の有する公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるための「豊かな森づくり協働税」に加え、カーボン・オフセットを活用した森林整備などの新たな取組も開始された。

さらに、平成31年4月から森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明などにより整備が進んでいない森林について、市町村を中心とした適切な森林の経営管理を推進し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る、森林経営管理制度が進められている。

このため、重視すべき機能を中心として、森林の有する多面的機能（注）の継続的発揮、林業・木材産業の再生と雇用への貢献、森林資源の有効活用を目的として、次のような基本的な考え方を定めた。

注： 本計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

ア 森林整備の方向性

- ・将来に渡って持続的な森林経営を確保し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮していくため、計画的に森林作業道を整備し、利用間伐の推進による収益を確保しつつ、森林所有者に利益を還元していく低コストな木材生産を進める。
- ・持続可能な森林資源の循環利用を実現するため、また、花粉発生源対策を加速化することにも留意し、苗木の安定供給を図りながら、皆伐再造林を進める。
- ・小規模・分散的な森林の経営を森林組合等林業事業者へ集積・集約化し、スケールメリットを活かした林業経営を進めるとともに、不在村者所有森林等の適正管理を進める。
- ・森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森

林経営管理制度の活用を促進する。

- 航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化を図る。
- 利用されずに放置されてきた里山等における広葉樹林や竹林の整備を進める。
- 県民、企業、NPO等の多様な主体で支える森林づくりの活動を推進するとともに、地球温暖化対策のための取組である「カーボン・オフセット」の活用により、森林の整備・保全の一層の促進を図る。

○計画の対象とする森林の区域

区 分	面 積 (ha)	備 考
総 数	43867.85 (43849.61)	1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
市 町 村 別 内 訳	倉 吉 市	2 地域森林計画の対象とする森林においては、以下の事項が対象となる。 (1) 森林法第10条の2第1項の開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く)
	湯 梨 浜 町	(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
	三 朝 町	(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く)
	北 栄 町	3 森林計画図の縦覧場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局 鳥取県農部農林事務所八頭事務所農林業振興課
	琴 浦 町	4 地域森林計画の対象に含めない森林 (1) 近接する森林と森林施業上の関連を有しない森林(孤立し、かつ0.3ha以下の森林) (2) 都市計画法による市街化区域内の森林又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域として定められている区域内の森林であって当該市街化区域又は用途地域として定められている区域外の森林と森林施業上の関連を有しない森林 (3) 国又は地方公共団体が実施する事業により道路、鉄道、住宅用地、工業用地若しくは、農業用地等森林以外の用に供される森林

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

区 分	現 況	計画期末
面 積 (ha)	育成単層林 24,737 (24,649)	23,778 (23,713)
	育成複層林 532 (532)	1,474 (1,469)
	天然生林 16,926 (16,950)	16,923 (16,950)
森林蓄積 (m ³ /ha)	276 (260)	280 (268)

○立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

○造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は、市町村の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。また、林業経営サイクルの短期化を図ることが可能な早生樹については、早期の導入を推進することとする。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市町村の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ ヒノキ マツ	中仕立て	<u>3,000</u> (3,000)
	疎仕立て	<u>1,500</u> (1,600)

○基幹路網の現状

(単位 延長：km)

区分	路線数	延長
基幹路網	113	235.81
うち林業専用道	1	1.38

○委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業体や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。ま

た、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

さらに、これらの取組に加え、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

イ 森林施業の共同化に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、市町村、森林組合等の林業事業者が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業者による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者等への伝承、新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、質及び量の両面における取組が重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保していく必要がある。

今後、事業主は現状の立ち後れた雇用管理を早急に改善すると共に事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入及びその活用のための森林作業道の整備等による事業の合理化を進め、魅力ある職場として林業労働力の受け皿となっていくことが必要である。

このため、林業労働力確保支援センター（公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団）を中核とし、林業関係者の協力・連携を得ながら鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画に示す林業労働力の確保の目標に向けて、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組む意欲と能力のある事業主がたてる改善計画を知事が認定し、認定をうけた事業主に対して効果的に支援措置を実施し、林業労働力の確保を図ることとするものと鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画で支援方針を定めたところである。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

流域内の林業生産活動を活発化し、地域材の産地化形成を図るために、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、需要に応じた安定的な原木供給により森林所有者等と木材加工業者等との間で木材の安定的な需給関係を確立するとともに、成熟しつつある地域材の有効活用を図るため、原木の流通から高次加工に至る一貫した体制の整備を図る。

また、合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

○樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の区域の面積等

(単位 面積:ha)

種類	所在		面積	留意すべき事項	
	市町村名	地区			
水源の涵(かん)養上林地の保全に特に留意すべき森林	総数		27155.06 (27154.18)	これらの地区は、水源の涵(かん)養や干害防備を目的として指定されている保安林や水源涵(かん)養機能が「I」で示されている森林で一体的に当該機能の向上を図るべき区域である。 その指定目的を十分考慮して、森林の適正な管理及び適正な施業の実施により林地の保全を図るほか、林地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意するものとする。	
	市町村別内訳	倉吉市	6林班 他		8415.94 (8414.67)
		湯梨浜町	201林班 他		217.76 (217.76)
		三朝町	4林班 他		14198.94 (14199.03)
		北栄町	116林班 他		221.82 (221.9)
		琴浦町	2林班 他		4100.6 (4100.82)
土砂の流出・崩壊防備上林地の保全に特に留意すべき森林	総数		24565.07 (24560.55)	これらの地区は、土砂流出防備、土砂崩壊防備、雪崩防止、落石防止等を目的として指定されている保安林・保安施設地区、砂防指定地や山地災害防止機能が「I」で示されている森林で一体的に当該機能の向上を図るべき区域である。 その指定目的を十分考慮して、森林の適正な管理及び適切な施業の実施により、林地の保全を図るほか、林地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意するものとする。	
	市町村別内訳	倉吉市	2林班 他		8293.11 (8291.81)
		湯梨浜町	1林班 他		2151.55 (2152.24)
		三朝町	1林班 他		10523.72 (10518.66)
		北栄町	1林班 他		175.16 (174.29)
		琴浦町	8林班 他		3421.53 (3423.55)

○土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全に関する事項の中で定められた地区における土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土砂の切り取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のため法面緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

また、太陽光発電施設を設置する際には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げ等の改正がされた開発行為の許可基準の適切な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

○間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：1,000m³)

区分	総 数			主 伐			間 伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	848 (935)	820 (914)	28 (21)	516 (454)	488 (433)	28 (21)	332 (481)	332 (481)	-	
前半5ヵ年の 計画量	400 (449)	387 (440)	13 (9)	232 (205)	219 (196)	13 (9)	168 (244)	168 (244)	-	
市 町 村	倉吉市	294 (310)	284 (304)	10 (6)	196 (167)	186 (161)	10 (6)	98 (143)	98 (143)	-
	湯梨浜町	51 (53)	49 (52)	2 (1)	34 (27)	32 (26)	2 (1)	17 (26)	17 (26)	-
	三朝町	301 (325)	291 (325)	10 (9)	188 (169)	178 (160)	10 (9)	113 (156)	113 (156)	-
	北栄町	27 (37)	26 (36)	1 (1)	13 (16)	12 (15)	1 (1)	14 (21)	14 (21)	-
	琴浦町	175 (210)	170 (206)	5 (4)	85 (75)	80 (71)	5 (4)	90 (135)	90 (135)	-

○間伐面積、人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区分	間伐面積	人工造林	天然更新	
総数	6070 (8949)	1680 (1552)	420 (270)	
前半5ヵ年の 計画量	3072 (4540)	756 (698)	189 (122)	
市 町 村	倉吉市	1979 (2933)	623 (537)	141 (88)
	湯梨浜町	295 (473)	109 (115)	44 (27)
	三朝町	1958 (2762)	628 (600)	164 (109)
	北栄町	260 (388)	51 (47)	12 (8)
	琴浦町	1578 (2393)	269 (253)	59 (38)

○林道の開設または拡張に関する計画

(単位 延長：m、面積：ha)

開設	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5カ年の 計画箇所	備考
開設	自動車道	林道	倉吉市	十万寺	350m - 1箇所	15ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	湯梨浜町	十万寺	350m - 1箇所	15ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	長谷牧野	2,500m - 1箇所	209ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	大原	400m - 1箇所	132ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	北ヶ谷	400m - 1箇所	86ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	湯梨浜町	漆原	400m - 1箇所	57ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	湯梨浜町	川上	400m - 1箇所	64ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	湯梨浜町	浪人越	400m - 1箇所	158ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	湯梨浜町	東郷三朝	200m - 1箇所	62ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	東郷三朝	600m - 1箇所	62ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	俵原中津	6,100m - 1箇所	549ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	加谷	800m - 1箇所	89ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	若杉	400m - 1箇所	241ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	繁岩	400m - 1箇所	422ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	海老谷頭	400m - 1箇所	49ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	恩地	400m - 1箇所	68ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	天谷	400m - 1箇所	164ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	恋谷	400m - 1箇所	61ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	成	500m - 1箇所	101ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	栗尾谷	400m - 1箇所	62ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	仲畑	400m - 1箇所	50ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	三朝町	本泉	600m - 1箇所	214ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	向山	200m - 1箇所	17ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	滝川	200m - 1箇所	55ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	赤岩	200m - 1箇所	47ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	浅井本谷	300m - 1箇所	99ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	加例谷	200m - 1箇所	33ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	矢櫃	200m - 1箇所	43ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	山の神	300m - 1箇所	36ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	荒田	200m - 1箇所	52ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	北栄町	貝谷	300m - 1箇所	39ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	大父一向平	300m - 1箇所	262ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	福永	200m - 1箇所	139ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	美好	300m - 1箇所	46ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	市倉	400m - 1箇所	174ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	帽子取	400m - 1箇所	69ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	宮谷	600m - 1箇所	97ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	金屋	600m - 1箇所	35ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	河内谷	400m - 1箇所	43ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	七山	400m - 1箇所	67ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	志古谷	700m - 1箇所	141ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	納谷	200m - 1箇所	70ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	大徳谷	200m - 1箇所	88ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	中ノ谷	200m - 1箇所	46ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	おいこ谷	200m - 1箇所	77ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	ホソ谷	200m - 1箇所	36ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	琴浦町	大籐	700m - 1箇所	137ha		森林管理道
開設	自動車道	林業専用道	倉吉市	富海福山	5,700m - 1箇所	586ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	三朝町	富海福山	2,600m - 1箇所	586ha	○	林業専用道

開設	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5カ年の 計画箇所	備考
拡張	改良		倉吉市	円谷広瀬	100m - 1箇所	1,049ha		幹線
拡張	改良		倉吉市	円谷広瀬2号	100m - 1箇所	538ha		幹線
拡張	改良		三朝町	南三朝	200m - 1箇所	1,063ha		幹線
拡張	改良		三朝町	波関俵原	200m - 1箇所	787ha	○	幹線
拡張	改良		三朝町	若桜江府	100m - 1箇所	626ha	○	幹線
拡張	舗装		倉吉市	汗干	1,900m - 1箇所	43ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	下谷	800m - 1箇所	62ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	栗尾	100m - 1箇所	202ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	明谷	100m - 1箇所	94ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	岩井谷	100m - 1箇所	154ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	河来見	100m - 1箇所	65ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	瀬戸谷	100m - 1箇所	236ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	二反田	100m - 1箇所	54ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	広瀬	100m - 1箇所	152ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	スンポー	100m - 1箇所	80ha		その他
拡張	舗装		湯梨浜町	浪人越	1,100m - 1箇所	320ha		その他
拡張	改良		湯梨浜町	浪人越	200m - 1箇所	320ha		その他
拡張	改良		湯梨浜町	鉢伏	3,200m - 4箇所	104ha	○	その他
拡張	改良		三朝町	小鹿	300m - 1箇所	292ha		その他
拡張	舗装		三朝町	丹戸	2,200m - 1箇所	83ha		その他
拡張	改良		三朝町	福吉木地山	200m - 1箇所	428ha	○	その他
拡張	改良		三朝町	余川	090m - 3箇所	613ha	○	その他
拡張	改良		三朝町	北栗祖	100m - 1箇所	86ha		その他
拡張	改良		三朝町	栗祖	100m - 1箇所	52ha		その他
拡張	改良		倉吉市	泉谷	4,000m - 1箇所	602ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	泉谷	4,000m - 1箇所	602ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	万上	700m - 1箇所	63ha		その他
拡張	改良		倉吉市	万上	700m - 1箇所	63ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	タワ谷	600m - 1箇所	60ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	後口谷	700m - 1箇所	25ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	山の神	900m - 1箇所	36ha		その他
拡張	舗装		北栄町	貝谷	1,400m - 1箇所	39ha		その他
拡張	舗装		琴浦町	三本杉	2,000m - 1箇所	281ha		その他
拡張	舗装		琴浦町	七山	500m - 1箇所	67ha		その他
拡張	舗装		琴浦町	福永	1,400m - 1箇所	137ha		その他
拡張	改良		琴浦町	福永	500m - 1箇所	137ha		その他
拡張	舗装		琴浦町	市倉	1,500m - 1箇所	178ha		その他
拡張	改良		琴浦町	勝田	1,900m - 1箇所	20ha		その他
拡張	舗装		琴浦町	勝田	1,900m - 1箇所	20ha		その他
拡張	改良		琴浦町	勝田川	700m - 1箇所	43ha		その他
拡張	改良		琴浦町	大父	2,000m - 1箇所	339ha		その他
拡張	舗装		琴浦町	大父	1,500m - 1箇所	339ha		その他
拡張	舗装		琴浦町	乳母谷	500m - 1箇所	31ha		その他
拡張	改良		三朝町	実光福吉	100m - 1箇所	56ha	○	その他
拡張	改良		三朝町	本泉	020m - 2箇所	105ha	○	その他
拡張	改良		三朝町	大杉	020m - 2箇所	113ha	○	その他
拡張	改良		三朝町	坪谷	020m - 2箇所	24ha		その他
拡張	改良		倉吉市	明谷	200m - 1箇所	94ha	○	その他
拡張	改良		倉吉市	山の神	300m - 1箇所	36ha	○	その他

開設/拡張	種類	区分	市町村	備考	延長(m)	箇所数(箇所)
開設	自動車道	林業専用道	倉吉市	林業専用道	5700	1
			湯梨浜町	林業専用道	0	0
			三朝町	林業専用道	2600	1
			北栄町	林業専用道	0	0
			琴浦町	林業専用道	0	0
			小計		8300	2
		林道	倉吉市	森林管理道	5450	12
				森林基幹道	0	0
			湯梨浜町	森林管理道	1750	5
				森林基幹道	0	0
			三朝町	森林管理道	11800	13
				森林基幹道	0	0
			北栄町	森林管理道	300	1
				森林基幹道	0	0
			琴浦町	森林管理道	6000	16
				森林基幹道	0	0
		小計		25300	47	
開設 計					33600	49
拡張	改良	倉吉市	幹線	200	2	
			その他	5200	4	
		湯梨浜町	幹線	0	0	
			その他	3400	5	
		三朝町	幹線	500	3	
			その他	950	14	
		北栄町	幹線	0	0	
			その他	0	0	
		琴浦町	幹線	0	0	
			その他	5100	4	
		小計		15350	32	
		舗装	倉吉市	幹線	0	0
	その他			10400	15	
	湯梨浜町		幹線	0	0	
			その他	1100	1	
	三朝町		幹線	0	0	
			その他	2200	1	
	北栄町		幹線	0	0	
			その他	1400	1	
	琴浦町		幹線	0	0	
			その他	9300	7	
	小計		24400	25		
拡張 計					39750	57
開設/拡張 計					73350	106

4. 千代川地域森林計画の変更（案）の概要について

○計画樹立に当たっての基本的考え方

当計画区においては、長期にわたる人工林の造成により森林蓄積は着実に増加してきており、さらに多くの人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつある。近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、適切な施業及び整備を実施し、木材の供給能力を高め、安定的に供給していくとともに、利用の拡大を推進する必要性が増している。

県内では、合板や木質バイオマスを中心とする木材需要の拡大に合わせ、素材生産量も大幅に拡大しつつあるものの、林業を取り巻く環境は、木材価格の低下などにより未だ厳しい状況であり、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在、将来の林業を担う技術者の確保・育成に向けた労働環境の改善など課題も多い。

一方、森林の有する公益的機能に対する県民の期待は、自然災害の発生や渇水等を防ぐための水源涵養や山地災害の防止、さらには森林とのふれあい、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収・固定源に対する期待が高まっており、環境・保健・文化・教育的な面における森林の果たす役割の重要性が増している。また、県民の参画と協働により、二酸化炭素の吸収等、森林の有する公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるための「豊かな森づくり協働税」に加え、カーボン・オフセットを活用した森林整備などの新たな取組も開始された。

さらに、平成31年4月から森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明などにより整備が進んでいない森林について、市町村を中心とした適切な森林の経営管理を推進し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る、森林経営管理制度が進められている。

このため、重視すべき機能を中心として、森林の有する多面的機能（注）の継続的発揮、林業・木材産業の再生と雇用への貢献、森林資源の有効活用を目的として、次のような基本的な考え方を定めた。

注： 本計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

ア 森林整備の方向性

- ・ 将来に渡って持続的な森林経営を確保し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮していくため、計画的に森林作業道を整備し、利用間伐の推進による収益を確保しつつ、森林所有者に利益を還元していく低コストな木材生産を進める。
- ・ 持続可能な森林資源の循環利用を実現するため、また、花粉発生源対策を加速化することにも留意し、苗木の安定供給を図りながら、皆伐再造林を進める。
- ・ 小規模・分散的な森林の経営を森林組合等林業事業者へ集積・集約化し、スケールメリットを活かした林業経営を進めるとともに、不在村者所有森林等の適正管理を進める。
- ・ 森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。
- ・ 航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化を図る。
- ・ 利用されずに放置されてきた里山等における広葉樹林や竹林の整備を進める。
- ・ 県民、企業、NPO等の多様な主体で支える森林づくりの活動を推進するとともに、地球温暖

化対策のための取組である「カーボン・オフセット」の活用により、森林の整備・保全の一層の促進を図る。

○立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

○造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は、市町村の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。また、林業経営サイクルの短期化を図ることが可能な早生樹については、早期の導入を推進することとする。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市町村の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ ヒノキ マツ	中仕立て	<u>3,000</u> (3,000)
	疎仕立て	<u>1,500</u> (1,600)

○委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあっては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託

等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

さらに、これらの取組に加え、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

イ 森林施業の共同化に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、市町村、森林組合等の林業事業者が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業者による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者等への伝承、新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、質及び量の両面における取組が重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保していく必要がある。

今後、事業主は現状の立ち後れた雇用管理を早急に改善すると共に事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入及びその活用のための森林作業道の整備等による事業の合理化を進め、魅力ある職場として林業労働力の受け皿となっていくことが必要である。

このため、林業労働力確保支援センター（公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団）を中核とし、林業関係者の協力・連携を得ながら鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画に示す林業労働力の確保の目標に向けて、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組む意欲と能力のある事業主がたてる改善計画を知事が認定し、認定をうけた事業主に対して効果的に支援措置を実施し、林業労働力の確保を図ることとするものと鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画で支援方針を定めたところである。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

流域内の林業生産活動を活発化し、地域材の産地化形成を図るために、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、需要に応じた安定的な原木供給により森林所有者等と木材加工業者等との間で木材の安定的な需給関係を確立するとともに、成熟しつつある地域材の有効活用を図るため、原木の流通から高次加工に至る一貫した体制の整備を図る。

また、合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

○土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全に関する事項の中で定められた地区における土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土砂の切り取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のため法面緑化工、土留工等の施設の設置及び

水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

また、太陽光発電施設を設置する際には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げ等の改正がされた開発行為の許可基準の適切な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

○間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：1,000m³)

区分	総 数			主 伐			間 伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	2,321 (2,753)	2,259 (2,691)	62 (62)	1,347 (1,469)	1,285 (1,407)	62 (62)	974 (1,284)	974 (1,284)	-	
前半5ヵ年の 計画量	1,120 (1,309)	1,093 (1,281)	27 (28)	588 (663)	561 (635)	27 (28)	532 (646)	532 (646)	-	
市 町 村	鳥取市	1,029 (1,211)	994 (1,178)	35 (33)	506 (539)	471 (506)	35 (33)	523 (672)	523 (672)	-
	岩美町	123 (147)	113 (137)	10 (10)	66 (75)	56 (65)	10 (10)	57 (72)	57 (72)	-
	八頭町	404 (493)	396 (485)	8 (8)	200 (218)	192 (210)	8 (8)	204 (275)	204 (275)	-
	若桜町	314 (378)	308 (371)	6 (7)	224 (246)	218 (239)	6 (7)	90 (132)	90 (132)	-
	智頭町	451 (524)	448 (520)	3 (4)	351 (391)	348 (387)	3 (4)	100 (133)	100 (133)	-

○間伐面積、人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区分	間伐面積	人工造林	天然更新	
総数	16,293 (21,716)	4,498 (5,031)	1,028 (872)	
前半5ヵ年の 計画量	8,899 (10,926)	1,976 (2,271)	447 (393)	
市 町 村	鳥取市	8,952 (11,696)	1,765 (1,712)	531 (448)
	岩美町	1,031 (1,331)	206 (201)	137 (117)
	八頭町	3,372 (4,602)	646 (1,243)	157 (133)
	若桜町	1,229 (1,780)	699 (691)	130 (112)
	智頭町	1,709 (2,307)	1,182 (1,184)	73 (62)

○林道の開設または拡張に関する計画

(単位 延長:m、面積:ha)

開設	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区 域面積)	前半5ヵ 年の 計画箇所	備考
開設	自動車道	林道	智頭町	新見線(仮称)	4,300m	- 1箇所	131ha	○	森林管理道
拡張	改良		智頭町	小又	2,696m	- 1箇所	88ha	○	その他
拡張	舗装		智頭町	小又	2,696m	- 1箇所	88ha	○	その他
拡張	舗装		智頭町	沖ノ山	21,709m	- 1箇所	3,647ha	○	幹線

上記以外は令和3年12月23日樹立の地域森林計画のとおり

5. 日野川地域森林計画の変更（案）の概要について

○計画樹立に当たっての基本的考え方

当計画区においては、長期にわたる人工林の造成により森林蓄積は着実に増加してきており、さらに多くの人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつある。近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、適切な施業及び整備を実施し、木材の供給能力を高め、安定的に供給していくとともに、利用の拡大を推進する必要性が増している。

県内では、合板や木質バイオマスを中心とする木材需要の拡大に合わせ、素材生産量も大幅に拡大しつつあるものの、林業を取り巻く環境は、木材価格の低下などにより未だ厳しい状況であり、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在、将来の林業を担う技術者の確保・育成に向けた労働環境の改善など課題も多い。

一方、森林の有する公益的機能に対する県民の期待は、自然災害の発生や渇水等を防ぐための水源涵養や山地災害の防止、さらには森林とのふれあい、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収・固定源に対する期待が高まっており、環境・保健・文化・教育的な面における森林の果たす役割の重要性が増している。また、県民の参画と協働により、二酸化炭素の吸収等、森林の有する公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるための「豊かな森づくり協働税」に加え、カーボン・オフセットを活用した森林整備などの新たな取組も開始された。

さらに、平成31年4月から森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明などにより整備が進んでいない森林について、市町村を中心とした適切な森林の経営管理を推進し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る、森林経営管理制度が進められている。

このため、重視すべき機能を中心として、森林の有する多面的機能（注）の継続的発揮、林業・木材産業の再生と雇用への貢献、森林資源の有効活用を目的として、次のような基本的な考え方を定めた。

注： 本計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

ア 森林整備の方向性

- ・ 将来に渡って持続的な森林経営を確保し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮していくため、計画的に森林作業道を整備し、利用間伐の推進による収益を確保しつつ、森林所有者に利益を還元していく低コストな木材生産を進める。
- ・ 持続可能な森林資源の循環利用を実現するため、また、花粉発生源対策を加速化することにも留意し、苗木の安定供給を図りながら、皆伐再造林を進める。
- ・ 小規模・分散的な森林の経営を森林組合等林業事業者へ集積・集約化し、スケールメリットを活かした林業経営を進めるとともに、不在村者所有森林等の適正管理を進める。
- ・ 森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。
- ・ 航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化を図る。
- ・ 利用されずに放置されてきた里山等における広葉樹林や竹林の整備を進める。
- ・ 県民、企業、NPO等の多様な主体で支える森林づくりの活動を推進するとともに、地球温暖

化対策のための取組である「カーボン・オフセット」の活用により、森林の整備・保全の一層の促進を図る。

○立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

○造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は、市町村の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。また、林業経営サイクルの短期化を図ることが可能な早生樹については、早期の導入を推進することとする。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市町村の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ ヒノキ マツ	中仕立て	<u>3,000</u> (3,000)
	疎仕立て	<u>1,500</u> (1,600)

○委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあっては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託

等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

さらに、これらの取組に加え、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

イ 森林施業の共同化に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、市町村、森林組合等の林業事業者が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業者による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者等への伝承、新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、質及び量の両面における取組が重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保していく必要がある。

今後、事業主は現状の立ち後れた雇用管理を早急に改善すると共に事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入及びその活用のための森林作業道の整備等による事業の合理化を進め、魅力ある職場として林業労働力の受け皿となっていくことが必要である。

このため、林業労働力確保支援センター（公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団）を中核とし、林業関係者の協力・連携を得ながら鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画に示す林業労働力の確保の目標に向けて、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組む意欲と能力のある事業主がたてる改善計画を知事が認定し、認定をうけた事業主に対して効果的に支援措置を実施し、林業労働力の確保を図ることとするものと鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画で支援方針を定めたところである。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

流域内の林業生産活動を活発化し、地域材の産地化形成を図るために、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、需要に応じた安定的な原木供給により森林所有者等と木材加工業者等との間で木材の安定的な需給関係を確立するとともに、成熟しつつある地域材の有効活用を図るため、原木の流通から高次加工に至る一貫した体制の整備を図る。

また、合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

○土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全に関する事項の中で定められた地区における土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土砂の切り取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のため法面緑化工、土留工等の施設の設置及び

水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

また、太陽光発電施設を設置する際には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げ等の改正がされた開発行為の許可基準の適切な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

○間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：1,000m³)

区分	総 数			主 伐			間 伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	1,640 (1,908)	1,598 (1,867)	42 (41)	812 (912)	770 (871)	42 (41)	828 (996)	828 (996)	-	
前半5ヵ年の 計画量	818 (915)	800 (896)	18 (19)	342 (411)	324 (392)	18 (19)	476 (504)	476 (504)	-	
市 町 村	米子市	45 (48)	43 (47)	2 (1)	18 (19)	16 (18)	2 (1)	27 (29)	27 (29)	-
	境港市	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
	南部町	188 (217)	183 (213)	5 (4)	69 (74)	64 (70)	5 (4)	119 (143)	119 (143)	-
	伯耆町	167 (192)	162 (189)	5 (3)	66 (69)	61 (66)	5 (3)	101 (123)	101 (123)	-
	日吉津村	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
	大山町	231 (263)	223 (255)	8 (8)	93 (105)	85 (97)	8 (8)	138 (158)	138 (158)	-
	日南町	580 (685)	568 (671)	12 (14)	350 (402)	338 (388)	12 (14)	230 (283)	230 (283)	-
	日野町	279 (326)	275 (322)	4 (4)	138 (155)	134 (151)	4 (4)	141 (171)	141 (171)	-
江府町	150 (177)	144 (170)	6 (7)	78 (88)	72 (81)	6 (7)	72 (89)	72 (89)	-	

○間伐面積、人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区分	間伐面積	人工造林	天然更新	
総数	18,277 (22,285)	2,718 (3,126)	624 (540)	
前半5ヵ年の 計画量	10,507 (11,277)	1,160 (1,408)	256 (243)	
市 町 村	米子市	592 (638)	56 (66)	30 (24)
	境港市	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	南部町	2,503 (3,081)	243 (300)	74 (62)
	伯耆町	2,764 (3,360)	214 (255)	83 (69)
	日吉津村	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	大山町	2,817 (3,273)	305 (341)	70 (59)
	日南町	4,996 (6,211)	1,173 (1,310)	211 (189)
	日野町	2,700 (3,345)	473 (552)	70 (62)
江府町	1,905 (2,377)	252 (301)	86 (75)	